

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症の様々な症状によって苦しんでいる患者の状況が、全国から数多く報告されてきた。その後、山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が保険診療の下にブラッドパッチ療法を受けることができるようになった。

しかし、脳脊髄液減少症の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という要件を満たさない患者がいる。

また、脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全かつ確実にを行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要があるが、現状の診療上の評価ではX線透視下で治療を行うことが評価されていない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 脳脊髄液減少症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないとの研究結果があることを踏まえ、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことができるよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛(各通)